

北島町デジタル田園都市国家基本構想総合戦略策定支援業務プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務名称

北島町デジタル田園都市国家基本構想総合戦略策定支援業務

(2) 業務の目的及び内容

「北島町デジタル田園都市国家基本構想総合戦略策定支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期限

契約締結日から令和7年3月31日まで

2. 契約限度額

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 選定方法及び契約方法

公募型プロポーザル方式／随意契約

4. スケジュール

(1) 募集開始	令和5年9月27日
(2) 質問受付期限	令和5年10月4日午後5時まで
(3) 質問回答	令和5年10月6日正午まで
(4) 参加申込書受付期限	令和5年10月6日午後5時まで
(5) 企画提案書受付期限	令和5年10月16日午後5時まで
(6) プレゼンテーション審査	令和5年10月下旬
(7) 結果通知	令和5年10月下旬

5. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とし
ます。

- (1) 令和5年度北島町競争入札参加資格者名簿に登録済み又はプロポーザルの参加表明時に北島町入札参加資格取得に必要な書類一式を提出できること。
- (2) 徳島県内に営業拠点があること。
- (3) 企画提案書の受付開始の日から提出期限の日までの間、町が行う入札参加停止措置の期間中にないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 国税及び都道府県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申立てがされている者、又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (8) 次のアからカのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する

法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(9) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

(10) 過去6ヶ月以内に手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。

※契約締結後であっても、上記（1）～（10）の条件を満たしていないと判断された場合、契約の解除を行う場合があります。

6. 参加申込の手続き

(1) 提出書類及び提出部数

次に掲げる参加申込書及び添付書類を各1部提出すること。

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 同種・類似業務実績整理表（様式第2号）

ウ 会社概要（様式第3号）

エ 実施体制表（様式任意）

(2) 提出期間

令和5年9月27日から令和5年10月6日

(3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「15. 問合せ先・提出先」へ提出すること。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること

(4) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を提出すること。

7. 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和5年9月27日から令和5年10月4日午後5時まで

(2) 提出方法

電子メールにより、下記の「15. 問合せ先・提出先」宛てに質問書（様式第5号）を提出すること。電子メールの件名は「北島町デジタル田園都市国家基本構想総合戦略策定支援業務に関する質問（事業者名）」とすること。

電話、来訪など口頭による質問は受け付けない。

※メール送信後、北島町総務課行財政改革推進室に着信確認の電話をしてください。

(3) 回答方法

質問書に記載された担当者連絡先に対し、電子メールによる随時回答を送付する。質問及び回答内容は、参加申込書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

8. 企画提案書等の提出

プロポーザル参加者は、次により企画提案書を提出するものとする。

(1) 提出物及び提出部数

ア 企画提案書送付文（様式第6号） 1部

イ 企画提案書 10部

- ・A4判、縦型、横書き、左綴じ（A3折込可）、ページ数制限なし（着色可）
- ・委託予定事項の作業スケジュールを示すこと（様式任意）
- ・作成に当たっては、イラストやサンプル画像を掲載する等、可能な限りイメージしやすいよう工夫すること。また、専門用語等については、必要に応じて解説や用語集をつける等、専門知識が無くても理解しやすいように配慮すること。

ウ 見積書（様式任意） 1部

- ・提案に必要な一切の経費を含めること。

(2) 提出期間

令和5年9月27日から令和5年10月16日まで

（持参の場合は土曜、日曜及び祝日等の閉庁日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 提出方法

持参又は郵送により、下記の「15. 問合せ先・提出先」へ提出すること。

なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留により送付すること。

(4) 留意事項

ア 企画提案書提出後の再提出及び差替は、原則として認めない。ただし、町から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加仕様の提出を依頼する場合がある。

イ 提出された企画提案書は、返却しない。

ウ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

9. 委託契約候補者の選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査は、町が設置する「北島町デジタル田園都市国家基本構想総合戦略策定支援業務プロポーザル審査委員会」が行う。

(2) 審査方法

審査は、業務実績等、業務実施体制、企画提案内容等を審査基準に基づき総合的に評価する。

なお、参加者が5者以上の場合は、担当課において書類審査を実施し、プレゼンテーションを実施する者を5者に絞り込む。書類審査の有無については、令和5年10月12日までに電子メールで通知する。また、書類審査を実施した場合には、その結果を令和5年10月19日までに電子メールで通知する。

また、参加申し込み者が1者であった場合も審査を行うものとする。

(3) プレゼンテーションの実施

1企画提案書あたり20分以内で説明を行い、説明終了後に審査委員が質問を行う。1企画提案書当たりのプレゼンテーションの時間は、説明と質疑を含めて合計30分以内とする。

なお、プレゼンテーションの実施日時、場所等詳細については、次のとおりとし、詳細日程等は文書等で各提案者に通知する。

日時：令和5年10月下旬

場所：北島町役場 2階会議室（予定）

出席者：5名まで

資料を投影する機器（会議用モニター）は町で用意しますが、パソコン等の機器は持参してください。また、町で用意する機器を使用しない場合には、プレゼンテーション及びヒアリング開催日の前日までに、総務課行財政改革推進室に連絡してください。

※会議用モニターは、ディスプレイサイズ50インチ、HDMI入力対応です。

(4) 委託契約候補者の決定

各審査委員の採点の合計点（以下「評価点」という）が最も高い事業者を委託契約候補者とする。審査員の持ち点を合算した点の6割を最低基準点とし、最低基準点に満たない場合は不採用とする。

なお、評価点が高点の場合には、次のより委託契約候補者の選定を行う。

<順位付けの条件>

- ① 審査項目のうち、「企画提案」の点数が最も高い事業者
- ② ①が複数ある場合は、審査項目のうち、「事業者」の点数が最も高い事業者
- ③ ②が複数ある場合は、見積書の金額が最も低い事業者

10. 審査結果

審査結果については、北島町ホームページにおいて公表する。この場合において、参加者の名称については、第一優先契約候補者のみ公表する。

選定結果について、参加者全員に対して自己の結果のみ通知する。また、評価の詳細・評価点・審査の経緯及びその内容は公開しない。また、審査及び結果に関する質問や異議は受け付けないものとする。

11. 契約の方法

- (1) 原則として、委託契約候補者の企画提案書等の記載内容が契約締結時の業務内容となるが、業務の目的達成のため、委託契約候補者との協議により、内容を修正・追加する場合がある。
- (2) 委託契約候補者が正当な理由無く契約を締結しないとき、又は協議が整わないときは、その選定を取り消すとともに、審査委員会において次点となった事業者を委託契約候補者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結することとする。

12. 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 町が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがある。

13. 情報公開及び提供

町は企画提案者から提出された企画提案書等について、北島町情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

14. その他

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーションを開催した場合において、正当な理由無く欠席した場合

カ 参考見積書の金額が契約県土額を超過した場合

(4) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、町が必要と認める場合には、町は、受託先にあらかじめ通知することにより園一部または全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(5) 提案者は、公募型プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

15. 問合せ先・提出先

北島町総務課行財政改革推進室

〒771-0285 徳島県板野郡北島町中村字上地 23 番地 1 北島町役場 2 階

（電話）088-698-9813 （メールアドレス）soumu@kitajima.i-tokushima.jp